

最低制限価格の設定要領

第1 趣旨

この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び田川広域水道企業団契約事務規則（令和5年規則第2号）第20条の規定により最低制限価格を設定するときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 最低制限価格

最低制限価格は、次条で得た額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、企業長が必要と認める場合は、次条の上下限の範囲内において設定することができる。

第3 最低制限価格の設定方法

- 1 建設工事の最低制限価格は、次に掲げる額の合計額の1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、その額が当該工事の予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては当該工事の予定価格に110分の92を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額とし、当該工事の予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に110分の75を乗じて得た額の1,000円未満を切り上げた額とする。
 - (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額
- 2 建設工事に係る業務委託の最低制限価格は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表アからエまでの欄に掲げる額の合計額の1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、その額が当該業務委託の予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては当該業務委託の予定価格に110分の90を乗じて得た額の1,000円未満を切り捨てた額とし、当該業務委託の予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該業務委託の予定価格に110分の70を乗じて得た額の1,000円未満を切り上げた額とする。

業務区分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 100分の50を 乗じて得た額	—
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 100分の60を 乗じて得た額	諸経費の額に 100分の60を 乗じて得た額
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 100分の90を 乗じて得た額	一般管理費等の額に 100分の50を 乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 100分の90を 乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 100分の80を 乗じて得た額	諸経費の額に 100分の50を 乗じて得た額
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価に 100分の90を 乗じて得た額	一般管理費等の額に 100分の50を 乗じて得た額

3 前2項に掲げる額が明確に区分されていないものについての最低制限価格は、前2項の規定にかかわらず、その都度予定価格に100分の70から100分の90までの範囲内で企業長が定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この要領は、令和3年12月13日から施行し、同日以降に競争入札に付する建設工事及び建設工事に係る業務委託について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月17日から施行し、同日以降に競争入札に付する建設工事及び建設工事に係る業務委託について適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以降に起案する建設工事に係る業務委託について適用する。